

平成 30 年度 L E V O リースの取り扱いについて

一般財団法人環境優良車普及機構

I 環境優良車リース事業

1. リース対象

CNG車、ハイブリッド車、電気自動車等の環境対応車である事業用自動車

2. リース期間

リース期間は、最大積載量（基本車）によって、原則次のとおりとする。

- (1) 2トン以下 3年～5年の選択制
- (2) 2トン超～4トン未満 4年又は5年の選択制
- (3) 4トン以上 5年又は6年の選択制

(注) リース期間は上記を原則とするが、希望に応じ弾力的な取り扱いができるものとする。

3. 架装物

リース車両は、原則架装付とする。

4. 公租公課等

- (1) リース料に含まれる公租公課は「自動車税」のみ
- (2) 但し、L E V O リース利用者の希望があった場合には、下記公租公課費用等をリース料金に含めることができる。
 - ① 自動車税（従来通り）
 - ② 自動車取得税
 - ③ 自動車重量税（初回車検時のみ）
 - ④ 自賠責保険料（リース期間中）
 - ⑤ 登録諸費用（新規登録時のみ）

5. 「先進環境対応トラック・バス導入加速事業」としての大型 CNG トラックについても、積極的に対応する。

6. その他

本取り扱い要領に定めのない事項又はリース利用者等からの特別の希望等がある事項については、別途検討の上、取り扱うこととする。

II トラック輸送における省エネ化推進事業(車両動態管理システム用機器) ・その他環境機器リース事業

1. トラック輸送における省エネ化推進事業 (車両動態管理システム用機器)

(1) 対象機器

リース対象機器は、平成 30 年度「トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金(トラック輸送における省エネ化推進事業)」の実施に係る公募要領による条件を満たした機器とする。

(2) リース期間

リース期間は、5 年とする。

(3) リース期間満了後の取り扱い

リース期間満了後は、当該リース利用者に対し、1 ヶ月分のリース料相当額で再リースするか又はリース利用者に 1 ヶ月分のリース料金で売却するものとする。

2. 自動車運送事業の安全総合対策事業 (ドライブレコーダー等の導入に対する支援等)

(1) 対象機器

映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等

(2) リース期間

リース期間は、5 年とする。

(3) リース期間満了後の取り扱い

リース期間満了後は、当該リース利用者に対し、1 ヶ月分のリース料相当額で再リースするか又はリース利用者に 1 ヶ月のリース料金で売却するものとする。

3. 一般リース扱い

国の補助条件に適合しないもの、その他国の補助対象機器でないデジタルその他の環境・省エネ等に資する機器・装置について、リース利用者等の希望に基づき、「LEVOの一般リース扱い」(注) によるリースを行うことができる。

(注)「LEVOの一般リース扱い」とは、諸事情等により補助対象とならなかったものの、環境保全や省エネ等に効果があると認められる機器を、補助金分の額の圧縮を行わないで、LEVOの機器購入価格を基本としたリースのこと。

【リース対象機器】

1. デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー等（リース期間5年）
2. LED等高効率照明器具（リース期間9年）
3. 電動フォークリフト（リース期間4年）
4. アイドリングストップ支援機器
 - ・ 電気式の毛布、マット又はベッド（リース期間3年）
 - ・ エア又は温水式ヒータ（リース期間6年）
 - ・ 蓄冷式クーラー（リース期間6年）
 - ・ 外部電源用パッケージクーラー（リース期間6年）
 - ・ 車載バッテリー式冷房装置（リース期間6年）
5. 外部電源給電システム（リース期間10年）

Ⅲ LEVOリースの留意点

1. リース料金の請求及び精算は、「月割」の1ヶ月「前払い」とする。
2. リース契約締結にあたっては、「審査」及び「連帯保証人」を必要とする。
3. LEVOリースは、リース利用者等の希望により補助対象であるかどうかに関わらず複数のリース対象物件を一括組み合わせたリース設定を可能とする。
4. その他、本取り扱いに定めていない事項、その他ご希望事項等があれば個別相談等に応じます。又詳細の内容等については、下記に問い合わせ、ご連絡下さい。
 - ・ 環境優良車関係 ----- 「事業部業務班」
 - ・ デジタコ及び環境機器関係 ----- 「事業部審査班」
 - ・ リース契約内容及びリース料金関係 ----- 「総務・リース管理部」

Ⅳ 実施時期

平成30年4月1日受付分から適用